

令和9年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：農産局園芸作物課園芸流通加工対策室

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名> パイナップル缶詰 <制度名> 関税割当制度									
改正要望の内容		○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項 ○具体的な内容 「令和9年3月31日まで」とされているものを1年以上延長する。									
税 番	統計 細分	品 目	現行税率			改正後税率			W T O 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵			
2008.20	111	パイナップル (加糖)(気密容 器入り、10kg以 下)(細片、破碎、 パルプ状を除 く) 共通限度数 量以内のもの	39 円/kg	無税		(同左)	(同左)		33 円/kg	△785 百万円	— 百万円
2008.20	211	パイナップル (無糖)(気密容 器入り、10 kg以 下)(細片、破碎、 パルプ状を除 く) 共通限度数 量以内のもの	39 円/kg	無税		(同左)	(同左)		33 円/kg	△53 百万円	— 百万円
改正要望内容の 施行期日及び適用期間			○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項 ○具体的な内容 「令和9年3月31日まで」とされているものを1年以上延長する。								
改正を要望する品目又 は制度をめぐる状況			① 現状 (1)改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 パイナップルは、沖縄本島北部の強酸性土壌に適した数少ない作物であり、本島北部、石垣島等で栽培され沖縄農業の基幹作物のひとつであるとともに、缶詰等の加工産業も含めた地域経済において重要な位置を占めている。 一方、国産パイナップル缶詰だけでは需要を満たせないことから、不足分を輸入しているが、タイなどの主要輸出国との生産コスト等の格差から生じる不利によって、現在においても国産パイナップル缶詰は輸入品に比べて約3倍の価格差								

があり、品質面での差別化も困難であることから、輸入品に対抗できる競争力を有していない。

このため、国産品の購入を条件に輸入品の割当てを実施することにより、需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国内生産者の保護を図っている。

○パイナップルの収穫面積及び生産量 単位：ha、トン

	令和4年	令和5年	令和6年
収穫面積	313	311	327
生産量	7,420	6,750	7,100

○パイナップル缶詰の国産品と輸入品との間に存在する内外価格差

単位：3号缶当たり円

	国産品価格	輸入品価格	内外価格差
令和5年度	350円	115円	3.04倍
令和6年度	350円	132円	2.65倍
令和7年度	385円	146円	2.64倍

(2) 輸入状況等

○パイナップル缶詰（2008.20-111,211） 単位：千トン、価格：億円

国名 \ 年度	令和5		6		7	
	数量	価額	数量	価額	数量	価額
フィリピン	11	21	12	27	11	28
インドネシア	7	14	7	16	7	17
タイ	8	17	8	19	7	19
インド	—	—	—	—	0.02	0.05
計(含その他)	27	52	27	62	25	64

(3) 国際市況等

○タイにおける加工用パイナップルの農家庭先価格 単位：パーツ/kg

国名 \ 年	令和5	6	7
タイ	8.50	11.88	11.16

(4) 国際交渉の状況・諸外国における制度実態

CPTPPでは段階的に6年目（令和5年）に28.05円/kgに削減した。RCEPでは除外。

② 問題点

依然として国産品は安価な輸入品との内外価格差が大きく、輸入品に対して十分な国際競争力が確保されていない中、安価な輸入品が無秩序に流入した場合、国内のパイナップル生産者の保護を図ることが困難になる。他方、関税割当制度

	が延長されない場合、より高税率の輸入となり国内需要者の安価な原料調達が困難となるとともに、国産品の需要先が失われ、国内のパイナップル生産者の保護を図ることが困難になる。
改正の必要性和目的達成の見通し	① 改正の目的（政策の達成目標） 需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を強化するため。 ② 改正の方向性 改正の目的である①需要者に対して安価な輸入品の供給を確保すること、及び、②国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を強化することを同時に（効率的に）達成することは、両者（①及び②）に対するバランスの取れた補助金等の予算措置を講ずることができない限り困難であり、補助金等の財政負担を生じることなく、国内生産者の保護と国内需要者の安価な原料調達を確保できる関割制度が最適な制度である。 ③ 改正目的達成予定時期 内外価格差がなくなるなど国産品が安価な輸入品と対抗しうる十分な国際競争力を確保するまで、本制度を継続する必要がある。
改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 (1) 改正による国内産業保護に与える効果・影響 本制度を通じ、需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護しつつ、生産性向上の取組等により国産品の価格を低減することで、国際競争力の強化を推進することができる。 (2) 消費者等の利益に与える効果・影響 本制度を通じ、需要者に対して安価な輸入品の供給を確保することで、輸入パイナップル缶詰を安価に購入することができる。 (3) その他の効果・影響 特記事項なし。 ② 改正の妥当性 上記を踏まえ、本制度により、補助金等の財政負担を生じることなく、国内生産者の保護と国内需要者の安価な原料調達を確保できることから、本制度の継続が最も望ましい。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 当省においては、本要望に関連する政策目標として、総合的な食料安全保障の確立を図ることとしており、令和6年度の総合評価書「総合的な食料安全保障の確立」において、「我が国の総合的な食料安全保障の確保に向けて、評価対象政策

	である「総合的な食料安全保障の確立」に対して一定の有効性が確認された」とされているところ。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 上記①の政策評価を踏まえ、当省としては、引き続き我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けた様々な取組を維持・促進していく必要があることから、こうした取組を支援する一環として、パイナップル缶詰に係る関税割当制度についても、引き続き延長することが適当。 ③ 政府方針と改正の関係 食料・農業・農村基本法第2条第2項において、国民に対する食料の安定的な供給については、「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行われなければならない」とされている。 本制度の継続により、一定数量の範囲内で低税率での需要者に対する輸入品の供給が確保されるとともに、一定数量を超えた分については国内生産者が保護されることにより生産性向上の取り組みをより効果的に実施できる。 ④ 関連措置 (1) 財政上の調整援助策 パイナップルを「果樹農業振興特別措置法」の対象果樹に指定するとともに、果樹農業振興基本方針を策定し、これに基づいてパイナップル栽培の省力化、土壌の改良、優良種苗の増殖普及等による単収の向上、品質の改善を図り生産性の向上を推進している。また、パイナップル缶詰の自由化の影響に対処し、沖縄県パイナップル農業の存立を確保するため、生産、流通、加工各般の対策を講じている。 (2) 金融上の配慮 「沖縄振興開発金融公庫」により設備近代化等の資金の融資措置が行われている。また、パイナップル缶詰等の輸入自由化に係る国内対策を補完し、パイナップル産業の柱であるパイナップル缶詰製造業者を含めた食品製造事業者の経営の改善を図ることを目的とする「特定農産加工業経営改善等臨時措置法」に基づき、パイナップル缶詰製造業者に対する金融税制上の優遇措置を講じている。
--	--

○ 改正経緯

これまでの改正状況	パイナップル缶詰の関税割当制度は、平成2年度に導入されて以降、現在まで延長されている。																		
措置による効果	○国産品と輸入品との間に存在する内外価格差 単位：3号缶当たり円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>国産品価格</th><th>輸入品価格</th><th>内外価格差</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td><td>350円</td><td>115円</td><td>3.04倍</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>350円</td><td>132円</td><td>2.65倍</td></tr> <tr> <td>令和7年度</td><td>385円</td><td>146円</td><td>2.64倍</td></tr> </tbody> </table>				国産品価格	輸入品価格	内外価格差	令和5年度	350円	115円	3.04倍	令和6年度	350円	132円	2.65倍	令和7年度	385円	146円	2.64倍
	国産品価格	輸入品価格	内外価格差																
令和5年度	350円	115円	3.04倍																
令和6年度	350円	132円	2.65倍																
令和7年度	385円	146円	2.64倍																

	○本制度を通じ、需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を更に強化することができる（本制度が維持されない場合、上記内外価格差はさらに拡大）。
--	---